

知的障害者等支援にかかる研修会

療育手帳の交付を受けた知的障害児者は年々増加しており、滋賀県でも今年度、1万5千人を超えました。当センターでは知的障害のある人への支援について学ぶための研修会をほぼ毎年開催しています。今年度は下記のテーマで2回開催しました。

第1回 日時：令和元年7月22日（月） 13:30～16:30 場所：浜大津明日都4階ホール	講演1 「知的障害者とは～知的障害者更生相談所の立場から」 滋賀県立精神保健福祉センター 主査 福本 弓子
	講演2 「障害者雇用制度と知的障害者の就労支援」 地方障害者雇用担当官 滋賀労働局 橋本 光敏 氏
	講演3 「障害基礎年金制度について」 上席年金給付専門職 大津年金事務所 竹本 篤史 氏

第2回 日時：令和元年11月27日（水） 14:00～17:00 場所：滋賀県立障害者福祉センター	講演1 「精神保健福祉領域における動向と今後の課題」 滋賀県立精神保健福祉センター 所長 辻本 哲士
	講演2 「知的障害がある人への理解を深める」 ・20年前のアメリカにおける「軽度知的障害」に関する問題提起 ・軽度知的障害（～境界知能）がある人にみられる「困難」について 阿星山診療所 所長 本谷 研司 氏

いずれの研修会にも100名を超える参加があり、知的障害がある人への支援について支援者のみなさまの関心の高さが感じられました。

第1回については、障害者雇用制度について、法令や統計などの基礎的な知識と支援の実際に至るまで幅広く教えていただきました。

また、障害基礎年金制度について実際に使用している書類をもとに説明していただき、今年度から新たに導入される制度についてもいち早く知る機会となり、知的障害がある人の支援を行う上で大変重要な内容を知ることができました。

第2回については、知的障害がある人の臨床を長くされている精神科医の先生より、当事者をどう理解するかという視点や支援の上で心掛けるべきことなど、かなり本質に触れる内容について講義いただき、それについて考える機会となりました。

参加者に実施したアンケートでは、学んだことを実践で生かしたいといった前向きなコメントが多く寄せられました。

センターだより滋賀

滋賀県立精神保健福祉センター Tel 077-567-5010
 Fax 077-566-5370
 〒525-0072 滋賀県草津市笠山八丁目4番25号
<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/seishinhoken/>

令和2年3月

第26号

目次

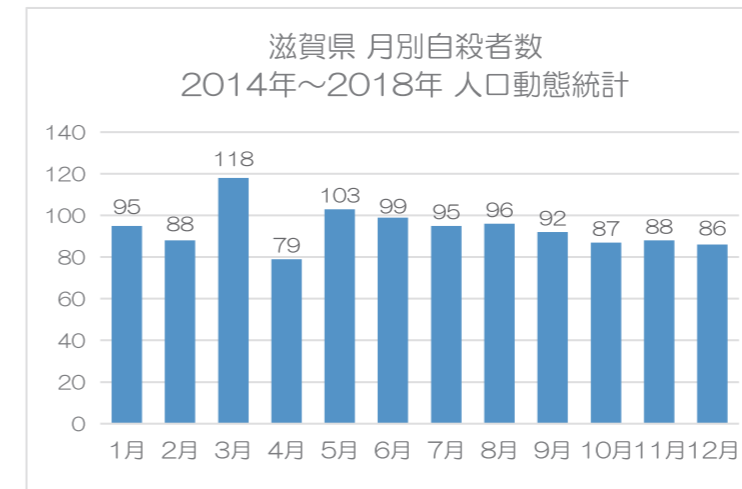
- 3月は自殺対策強化月間です・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 報告 滋賀県精神障害者の退院後支援の取り組み状況・・・・・・・・3
- 知的障害者等支援にかかる研修会・・・・・・・・・・・・・・・・4

3月は自殺対策強化月間です

滋賀県自殺対策計画では、自殺や精神疾患についての正しい知識の普及啓発や、支援が必要な状況で「誰かに援助を求める」ことができるようになることを目的として、自殺予防週間および自殺対策強化月間を中心に、啓発活動を推進すると定められています。

全国の自殺者数は、ここ10年減少傾向にあります。平成の30年間で約82万人の方が自殺で亡くなっておられます。また、20歳未満の自殺者数は横ばい傾向にあるなど深刻な状況は続いています。

滋賀県においても、10代～30代の各年代の死因の1位が自殺であることや、若者の自殺者数は横ばい傾向



にあることから、若年層の自殺対策は特に重点的に実施することが必要と考えられます。

また、滋賀県の月別自殺者数（人口動態統計2014年～2018年）を見てみると、3月が最も多くなっています。

そこで、3月の自殺対策強化月間では、保健所や市町の相談窓口だけでなく、図書館や大学、自動車教習所、学習塾など、若者が集まる場所に対しても、相談窓口の周知を行っています。

当センターでは滋賀県版ゲートキーパーテキストを作成し、各地で研修会を行い、ゲートキーパーの普及にも努めています。ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。たくさんの方にゲートキーパーについて知っていただきたいと考えています。



さらに、家族や身近な人を自殺で亡くされた方に必要な情報が届くように、凧（なぎ）の会おうみ（自死遺族の会）の情報等の周知も行っています。凧の会おうみでは、自死遺族のスタッフを中心にボランティアや精神保健福祉センター職員等が運営をサポートし、毎月第3土曜日に定期的開催されています。

ご不明な点がございましたら精神保健福祉センターまでお問い合わせください。

凧（なぎ）の会おうみ（自死遺族の会）

活動：大切な人を自死で亡くした遺族が悲しみや自責の念、怒りなどの様々な思いを語り合う「分かち合い」を行っています

開催日時：毎月第3土曜日

受付開始：13時30分

14時00分～分かち合い

15時30分～雑談タイム（休憩）

16時00分 終了

参加費：300円（事務費などに充当します）

開催場所：アクティ近江八幡 2F

※事前申し込みは不要です。当日、直接会場にお越しください。

※会場には「凧の会おうみ」でご案内しています。自死、自殺という文字は使用していません。

これらの各種情報は、滋賀県自殺対策推進センターTwitterでも、情報発信を行っていますので、フォローお待ちしております。



●● 経過 ●●

滋賀県では、平成26年10月より開始した措置入院フォローアップ体制調査研究事業を契機として、入院早期から精神科病院と地域の支援機関との情報共有・連携を図り、再入院予防のための支援体制づくりに取り組んできました。

その中で、平成30年3月27日厚生労働省より「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が示されました。これを受け、「滋賀県精神障害者の退院後支援に関するマニュアル」を策定し、措置入院者等の中で支援の必要がある方に対して、本人の同意に基づいて退院後支援計画書を作成し、支援を行っています。

●● 取り組み状況 ●●

平成30年7月から令和元年7月までの措置入院者数は、91人でした。

このうち退院後支援計画書を作成して支援を実施している者は、10人（加えて、平成30年7月以前に入院した3人も計画を作成して支援を実施している）です。

81人は、現在も入院中の方や、退院後は通院先医療機関とともに保健所・地域支援事業者が自宅訪問や電話相談等の支援を行っています。

●● 取り組み成果 ●●

令和元年7月末までの取り組みについて、精神科病院には紙面調査・保健所には紙面調査と情報交換を行いました。その結果、計画作成をしたことがある精神科病院は12病院中6病院、保健所は7保健所中5保健所でした。

これまでに退院後支援計画を作成した方は少数ですが、主な成果として双方の機関から下記の意見が寄せられました。

- 多職種によるアセスメントの実施・アセスメントシートの作成とクライシスプランの作成は、多角的な評価につながるとともに、本人と支援者の認識のズレが見えるため、本人の意向をふまえた支援ができた。
- 本人・家族が支援内容や支援機関の役割を理解しやすく、安心感につながった。

●● 今後の取り組み ●●

- ① 退院後支援計画の作成および計画に基づく支援を行ったことがない圏域もあるため、県全体で精神科病院と保健所の情報交換や好事例の共有ができる機会を設けていきたいと考えています。
- ② 本人にとってわかりやすい説明資料等の媒体の作成や、退院後支援計画に基づく支援の本人評価のあり方について検討したいと考えています。

ご本人・ご家族への支援を考える中で、必要と考えられる機関には、入院中から関係づくりができるよう入院先病院や保健所等よりカンファレンスへの参加等の声かけをさせていただきます。その際には、一緒に支援に関わっていただきますよう、ご協力をお願いします。